

○神奈川県町村情報システム共同事業組合会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例

(令和2年3月25日)
(条例 第1号)

最終改正 令和6年2月9日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の給与に関する条例（平成23年条例第17号。以下「給与条例」という。）第5条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項により準用する給料表は、職務の級1級及び2級とする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い管理者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、管理者が規則で定める基準に従い決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 給与条例第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第5項中「勤務時間条例第4条に規定する週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第7条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第8条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当)

第8条の2 給与条例第16条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第9条 当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条及び次条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額(給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額をいう。以下同じ。)に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したフルタイム会計年度任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した規則で定める時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に100分の25の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項で定める時間に限る)とを合計した時間が1箇月について60時間を超えたフルタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第 10 条 フルタイム会計年度任用職員には、当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた正規の勤務日が神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 23 年条例第 6 号。以下「勤務時間条例」という。）第 6 条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して、勤務 1 時間につき、時間外勤務手当等基礎額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間以外の時間に勤務しても、休日勤務手当は、支給しない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理）

第 11 条 第 14 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第 9 条及び第 10 条に規定する勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当及び休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第 12 条 給与条例第 21 条から第 23 条の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が 6 月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第 13 条 給与条例第 24 条の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

第 14 条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他管理者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

2 前項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから管理者が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第 15 条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 162.75 で除して得た額とする。

4 前 3 項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第 3 条から第 5 条までの規定を適用して得た額に、当該額に給与条例第 13 条第 2 項に規定する地域手当の月額を準用して得た額を加算した額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の在宅勤務等に係る報酬）

第 15 条の 2 正規の勤務時間による勤務として住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所（以下この項において「住居等」という。）で勤務することを命ぜられた 1 箇月当たりの日数（住居等以外の場所で勤務する時間その他規則で定める時間を含む日を除く。）が、規則で定める期間以上の期間について平均して 10 日を超えた職員で規則で定めるものには、在宅勤務等に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する在宅勤務等に係る報酬の額は、月額 3,000 円とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、在宅勤務等に係る報酬の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第 16 条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で管理者が規則で定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第17条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第18条 第22条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額並びに第16条及び第17条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第19条 給与条例第21条から第23条までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として管理

者が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、規則で定める日現在。附則第3項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して管理者が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第19条の2 給与条例第24条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第24条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して管理者が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第20条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、管理者が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第 21 条 第 16 条及び第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第 15 条第 1 項の規定により計算して得た額に 12 を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから管理者が規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第 15 条第 2 項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第 15 条第 3 項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第 15 条第 1 項の規定により計算して得た額に 12 を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから管理者が規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第 2 号の規定により計算して得た額
(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第 22 条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、有給の休暇による場合その他管理者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条第 2 項第 1 号に定める勤務 1 時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他管理者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条第 2 項第 2 号に定める勤務 1 時間当たりの報酬額を減額する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第 23 条 給与条例第 3 条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第 24 条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第 16 条第 1 項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第 16 条第 2 項から第 6 項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第 25 条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の旅費に関する条例(平成 23 年条例第 18 号)の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は給与条例第 5 条第 1 項に規定する給料表における 2 級以下に相当するものとする。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 22 日条例第 2 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 10 月 31 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 2 月 9 日条例第 3 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係） 級別基準職務表

職 種	職務の級	基準となる職務
一般事務	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	相当の知識又は経験を必要とする職務